

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が

公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026年2月27日

株式会社日本総陰

(Nippon Souken Co., Ltd.)

代表取締役社長 葛石 智

香川県高松市サンポート2番1号

(087)823-2850

常務取締役兼経営企画部長 山本 経三郎

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社日本総陰

<https://www.iba-ns.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期
決算年月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
営業収益 (千円)	426,934	535,991	584,989
経常利益 (千円)	8,832	58,680	71,840
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	8,550	49,399	47,759
包括利益 (千円)	8,550	49,399	47,759
純資産額 (千円)	68,253	117,652	155,437
総資産額 (千円)	348,580	451,862	446,928
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	15.00 (—)	15.00 (—)
1株当たり純資産額 (円)	102.63	176.92	233.74
1株当たり当期純利益 (円)	12.86	74.28	71.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	12.85	74.26	71.80
自己資本比率 (%)	19.6	26.0	34.7
自己資本利益率 (%)	13.4	53.1	34.9
株価収益率 (倍)	78.5	13.6	14.1
配当性向 (%)	—	20.2	20.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,232	56,466	39,961
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	730	△16,782	△4,765
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△35,221	15,243	△51,941
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	137,371	192,298	175,553
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	26 〔4〕	29 〔2〕	31 〔2〕

- (注) 1. 第27期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。
3. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第27期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）第28期（2023年12月1日から2024年11月30日）第29期（2024年12月1日から2025年11月30日）の連結財務諸表について、えひめ有限責任監査法人の監査を受けております。
4. 2023年4月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため第27期（2023年11月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

年月	概要
1996年12月	香川県高松市古新町2番地3に株式会社日本総陰を設立 保険仲立人登録（大蔵省四国財務局長第1号）
1997年1月	保険契約の締結を媒介する保険ブローキングサービスを開始
1997年4月	リスクマネージャーの代行をするリスクコンサルティングサービスを開始
1997年6月	長期保険契約認可（大蔵省銀行局第1200号）
2005年2月	有限会社寒川保険事務所に共同出資し、日本総陰エムエスリテールへ商号変更した後に株式会社改組
2015年7月	株式会社日本総陰エムエスリテールの出資持分を売却
2016年10月	顧客の保証ビジネスを裏付けする保証ビジネスサポートサービス開始
2016年11月	「IBA COVER」の商標権を取得
2017年5月	会社ロゴマークの商標権を取得
2017年8月	「COVER NOTE」の商標権を取得
2017年12月	株式会社H&G（現 株式会社日本総陰inカスタマー）の全株式取得、連結子会社化
2018年8月	「クラウド生保」の商標権を取得
2019年1月	終活バンク株式会社（現 株式会社日本総陰トラストテクノロジーズ）の全株式取得、連結子会社化
2019年2月	監査等委員会設置会社に移行
2019年4月	東京都千代田区内幸町1-3-1に東京支社を新設 香川県丸亀市飯野町東2844-1に事故処理部門であるCSセンターを新設
2019年6月	「みんホケ」の商標権を取得
2019年9月	香川県高松市サンポート2番1号へ本社移転
2019年11月	終活バンク株式会社を株式会社日本総陰トラストテクノロジーズに商号変更
2020年8月	再保険を利用した保証制度を提供するクレジットワランティサービス開始
2021年8月	みんホケが「保険販売方法及び保険販売プログラム」としてビジネスモデル特許を取得
2023年2月	株式会社日本総陰H&Gを株式会社日本総陰inカスタマーに商号変更
2023年8月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場
2025年10月	北海道札幌市中央区北5条西11丁目15番4に札幌営業所開設

3【事業の内容】

1996年4月1日、保険仲立人制度がスタートし、100年以上の歴史のある欧米の保険ブローカー（Insurance brokers）と同じような機能や役割をもっております。保険仲立人制度は、保険業法によって規制され、法令等における要件を充足した^{(注)1}上で内閣総理大臣の登録を受けることで、保険契約者と保険会社との間における保険契約締結の媒介を行うことができる制度であります。2026年1月7日現在、国内には66の保険仲立人が登録^{(注)2}されております。

保険仲立人^{(注)3}とは、顧客が交付する保険仲立人指名状により委託を受け、顧客のために誠実に保険契約の締結の媒介を行う者を指します。保険契約締結の媒介は、保険会社に対して保険仲立人が顧客から交付された保険仲立人指名状を提示することで可能となります。委託に基づき、顧客にとって必要である保険契約条件や合理的な保険料などの最適な保険条件を提供する保険会社を保険仲立人の責任で選定し、顧客へ推奨しております。保険契約は、顧客が保険会社と直接契約しますが、保険仲立人として契約事務の代行もしております。保険契約締結の媒介による手数料は、顧客からではなく、顧客から保険料を得た保険会社から得ており、これは日本独自の商慣習であります。

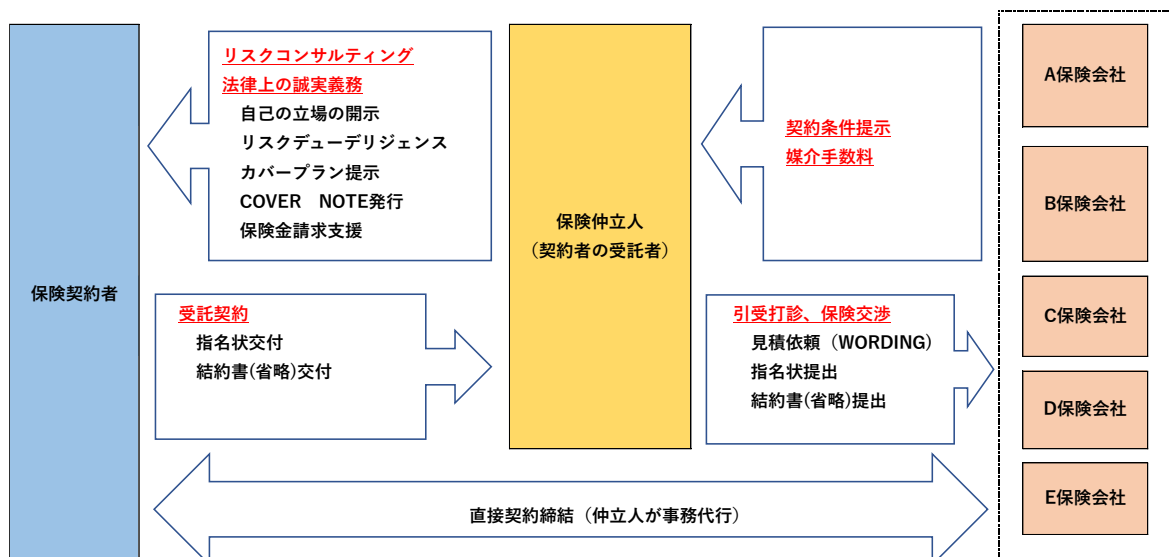
保険仲立人と保険代理店の違いは、立場の違いにあります。保険代理店は、保険会社との代理店委託契約書に基づき、保険会社のために保険の募集をします。一方で、保険仲立人は、顧客からの保険仲立人指名状に基づき、また保険業法第299条「誠実義務」に従って、最適な保険を推奨し、顧客と保険会社を媒介します。さらに、リスク視点で顧客対応に当たるため、時には「この保険は不要である」と提言するサービスを行うこともあります。

- (注) 1. 保険業法第289条第1項第10号において、保険仲立人の登録要件として「保険募集業務を的確に遂行するに足りる能力を有していること」とあり、取り扱う保険種類に応じて一般社団法人日本保険仲立人協会が実施する損害保険仲立人試験または生命保険仲立人試験に合格することが主な要件になります。
2. 金融庁、免許・許可・登録等を受けている業者一覧、(保険仲立人登録一覧)、2026年1月7日
<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>
3. 保険業法第2条第25項において、保険仲立人は「保険契約の締結の媒介であって、生命保険募集人、損害保険募集人および少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者」と規定されております。なお、保険仲立人は、商法543条「仲立人（他人間の商行為の媒介を業とする者）」に該当する者であります。

当社は、国内に保険仲立人制度が導入された直後の1996年12月に設立し、ひたすら日本における保険仲立人業務の理想形を求めてビジネスモデルの構築を模索してきました。長らく試行錯誤が続きましたが、設立から15年経過したところにより、様々な企業から関心を持っていただけるようになり、事業進展を持続しております。

当社における保険仲立人としてのビジネスモデルは次のようになっております。ビジネスモデルの説明につきましては、「①保険ブローキングサービス」をご参照ください。

(当社における保険仲立人のビジネスモデル)



当社グループでは、ブランド・コアとして「リスクサービス」を掲げ、リスクサービス事業の単一セグメントになっております。グループ3社に人員を配置し、それぞれのスキルを駆使して業務の多様化と有料化を進めることにより、1社では到達できない収益の拡大を図ることでグループとして成長戦略を描くことを可能にしております。

当社グループでは、保険仲立人によるサービスを中心として、現在5つのサービスを提供しており、更に6つ目の新しいサービスの開発に取り組んでおります。各サービスの提供をしている当社グループ会社名は、サービス名の後ろに括弧書きで記載をしております。

① 保険ブローキングサービス（株式会社日本総陰）

創業以来、収益の柱として取り組んでいるサービスで、「リスクあるところに保険を届けよう」という活動主旨を掲げ、企業向けの損害保険契約を対象に、リスクに適合する保険組成を中心にして、前プロセスにリスクデューデリジェンス（リスクの掌握と保険金額の設定）、後プロセスにフェイスマネジメント（保険金の適正受領検証）を行う保険ブローキングと呼ばれるサービスを行っております。

保険組成の前プロセスにおいては、リスクエンジニアリング部門においてリスクデューデリジェンス^{(注)1}を実施することにより、他社との差別化を図っております。保険組成における保険の調達購買にあたっては、B I D（保険入札）方式^{(注)2}を取り入れることで、顧客企業にとって相場感がある保険料を実現しています。さらに、購買した保険契約内容、つまり顧客と保険会社が契約をした保険契約が、顧客の意向内容に沿ったものであるかどうかの裏付けと透明化を図るため、当社では欧米で一般的に使われている「COVER NOTE（保険条件記載書面、商標登録済）」^{(注)3}を発行することによって、顧客のリスク管理者としての役割を果たしております。

保険組成の後プロセスにおいては、グループ内に事故対応部門（C Sセンター）を設けることにより、保険事故発生時にはロスサーベイ^{(注)4}を実施して顧客が保険契約どおりの保険金を受け取れるための支援を行い、満足のできる保険金かどうかの検証を行っております。

このようにして、顧客からの保険購買の信頼性を保持することにより、持続性のあるストックビジネスとして確立しております。このサービスは、保険組成により契約した保険会社からの媒介手数料が当社の収益になります。

（注）1．リスクデューデリジェンスとは、事業を行う上でのリスクの洗い出しと、リスクの数値化を言います。

2．B I D（保険入札）方式とは、リスクデューデリジェンスにおいて数値化されたリスクを基にWORDING NOTE（リスクをカバーするための条件を記載した書面）を作成し、業務契約のある保険会社から一斉に見積を入手することを言います。

3．「COVER NOTE」とは、保険契約の内容を記載した書面で、保険会社が発行する保険証券に相当します。

4．ロスサーベイとは、事故が発生した際に、事故による損失額を算出する調査を言います。

② 保証ビジネスサポートサービス（株式会社日本総陰）

各企業が商品に保証を付帯させることで販売促進を行っている事例として、「長期保証」「効能保証」「返金保証」「カード付帯保証」などが知られています。当社においては、顧客の保証ビジネスが保険を活用して効果的なビジネスとなるように、保証制度の構築や運営をサポートするサービスを提供しております。この分野の市場は古くからありましたが、保証はあくまで商品の付帯サービスという概念が強く、保証を前面に出して商品販売を促進することには至っていませんでしたが、新たにビジネスを保証するという概念が生まれ、ニューリスクビジネスという形の販売促進策として顧客に積極的に採用いただき実績を積み重ねております。ビジネスリスクを保険組成するのは容易ではないため、制度構築及び運用のサポートを行い、手数料を受領しております。

近年では、ビジネス対象が物品販売のみではなくサービスにも拡大する傾向があり、後記のクレジットワランティサービスと共に当社の収益の第二の柱になりつつあります。このサービスは、組成した保険契約の媒介手数料及び保証ビジネス構築及び運用のコンサルティング料が当社の収益になります。

③ リスクコンサルティングサービス（株式会社日本総陰トラストテクノロジーズ）

欧米の企業ではリスクマネージャー（リスクを担当する専任の役員）がいますが、わが国では大手企業といえどもリスクマネージャーは不在となっているのが現状です。当社グループは、不在となっているリスクマネージャーの代行サービスを行うリスクコンサルティングサービスを提供しています。サービス内容は、付保する保険契約に関わるアドバイスや

事件・事故の対処方法のコンサルティングがメインで、保険仲立人として培ってきた保険に関する知識を駆使して行っております。

また、当社グループでは、このサービスを新規顧客獲得の入口と位置付けており、保険調達先の機関として、保険仲立人である株式会社日本総険と保険代理店である株式会社日本総険inカスタマーのどちらが適任かを合理的基準により振り分ける提案を行っております。

④ クレジットワランティサービス（株式会社日本総険トラストテクノロジーズ）

保証を意味するワランティ（Warranty）は「家賃保証」などの債務保証^{（注）1}と「長期保証」「効能保証」「返金保証」「カード付帯保証」など保険業法上の保険適用外保証^{（注）2}の2つに分類され、当社グループではその両方を提供しております。債務保証では、債務者が債務を履行しない場合に、当社が債務を代位弁済し、債務者から代位弁済分の回収業務を行っております。また、保険業法上の保険適用外保証では、当社の法人顧客が商品やサービスに付帯させる様々な保証ビジネスにおける保証を引き受け、事故が発生した場合には当社が保証金を負担しております。顧客より保証料を受領し、保証期間に応じて収益を期間按分して計上しております。

引き受けたリスクを全額当社で負担するのではなく、再保険を利用しております。再保険の調達にはグループ会社の保険仲立人としてのブローキング機能を用いており、他社のクレジットワランティサービスとは差別化が図れるのが特色となります。

（注） 1． 債務保証とは、債務者が債務を履行しない場合に、債務者に代わって代位弁済を行い、債権者の債権を担保する保証事業を言います。

2． 保険業法上の保険適用外保証とは、保険業法における保険業に該当しない保証事業を言います。

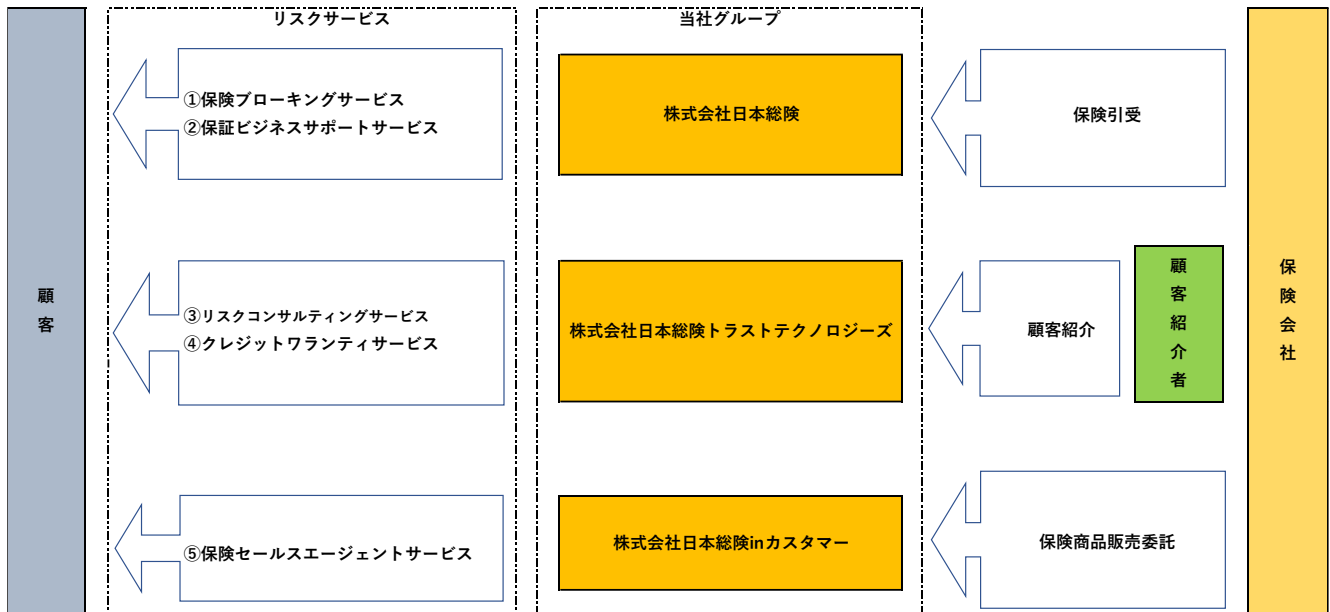
⑤ 保険セールスエージェントサービス（株式会社日本総険inカスタマー）

保険には、万一の保障あるいは財産形成の保険商品としてセールスされる生命保険と経済損失を低減させる目的で購入する損害保険があります。保険募集人は、セラーズエージェント（保険代理店）とバイヤーズエージェント（保険仲立人）に分かれています。それぞれ機能が異なっており、保険業法上では保険仲立人は顧客のために働き、保険代理店は保険会社のために働くこと定められています。

保険利用者にとって保険種目や限られたリスク対応の保険契約ではブローキングまで必要としない保険があり、付保手続きとして電子化されたクイック機能を有する保険代理店を活用した方が利便性を得られることがあります。当社グループでは、この機能を活用した保険代理店を子会社として保有しており、顧客の利便性の向上を図っております。保険保全上のサービスは、グループで統一しており、どちらを窓口としても同一としております。生命保険に関しては、保険代理店での専売として、既存の損保の顧客を対象として損保と同様にリスク視点で商品販売を行っております。

上記の5つのサービスの事業系統図は次のようになります。

(当社グループの事業系統図)



また、上記の5つのサービス以外に将来の新たなサービスとして取組を進めているのが次の6番目のサービスです。

⑥ 「みんホケ」サービス（株式会社日本総険によるインシュアテック分野）

保険の空白域になっている個人事業者及び零細事業者を集団化させて、大規模事業者と同レベルの保険料率で加入できるようにすれば、空白域の事業者のリスクカバーが可能になるになるのではないかという発想から、日本初のクラウドファウンディング形式で申込から、事故処理までをWEBで完結するビジネスモデルを構築しました。

2020年から「みんホケ（商標登録及びビジネスモデル特許取得済）」という名称で試験運用を開始し、2021年11月期に試験的に募集した1件は契約成立したものの課題が多く発見されたため、その後システム再構築及び個人事業者やフリーランスを会員としてもつ団体との提携を進めたうえで、2023年から本格運用を開始しました。市場としては、未開拓の大きな市場が存在するものの、まだ、世間の認知度が低いため、収益に結びついておらず、提携企業を探すことが課題ではありますが、インシュアテック分野への入口として注力しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社日本総陰 inカスタマー	香川県 丸亀市	38,000	保険セールスエー ジェントサービス	100.0	①役員の兼任 当社の役員1名が当該子会社の役員を兼務 しております。 ②営業上の取引 経理等の業務受託をしております。 ③資金貸借 資金の貸借はありません。
株式会社日本総陰 トラストテクノ ロジーズ	香川県 高松市	10,500	リスクコンサルテ ィングサービス クレジットワラン ティサービス	100.0	①役員の兼務 当社の役員2名が当該子会社の役員を兼 務しております。 ②営業上の取引 経理等の業務受託をしております。 CSセンター運営等の業務委託をしてお ります。 ③資金の貸借 資金の貸借はありません。

- (注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、提供しているサービス名称を記載しております。
2. 株式会社日本総陰inカスタマー及び株式会社日本総陰トラストテクノロジーズは特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 株式会社日本総陰トラストテクノロジーズに関して、営業収益（連結会社相互間の内部収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

株式会社日本総陰トラストテクノロジーズ

(単位：千円)

	2025年11月期
営業収益	291,454
経常利益	78,461
当期純利益	53,142
純資産額	98,837
総資産額	200,422

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年11月30日現在

従業員数(名)	31 [2]
---------	-----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 当社グループはリスクサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 発行者の状況

2025年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17	42.9	6.7	5,881

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社グループはリスクサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第29期連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇が続いたにもかかわらず、企業収益や雇用・所得環境が改善する下で、緩やかに回復しました。一方で、米国の通商政策の影響、物価上昇の継続、金融資本市場の変動等下振れリスクには依然として注意が必要で景気の先行き不透明な状況は継続しております。

当社グループを取り巻く市場環境は、大規模な自然災害の発生やリスクの多様化・増大化に伴う企業のリスクカバーに対する意識の変化を受けて、保険仲立人に対するニーズが一層高まっております。加えて、保険業界において発生した諸問題に対応すべく制度改革が進行しており、中でも保険仲立人に関する規制緩和など今後の動向には注視する必要がある状況となっております。

このような環境の中、当連結会計年度における当社グループのリスクサービス事業は、保険ブローキングサービスは新規契約が伸び悩み減少したものの、保証ビジネスサポートサービス及びクレジットワランティサービスが順調に増加したことにより営業収益は584,989千円（前連結会計年度比9.1%増）となりました。営業収益の増加に伴い、営業利益は70,252千円（同20.6%増）、経常利益は71,840千円（同22.4%増）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は税金費用の増加により47,759千円（同3.3%減）と減少しました。

なお、当社グループは、リスクサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第29期連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ16,745千円減の175,553千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払額23,763千円はあったものの、税金等調整前当期純利益71,840千円を確保したことから39,961千円の収入（前連結会計年度は56,466千円の収入）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産（パソコン等）の取得による支出2,295千円、無形固定資産（ソフトウェア）の取得による支出3,131千円により4,765千円の支出（前連結会計年度は16,782千円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出38,156千円、配当金の支払9,975千円、リース債務の返済による支出3,810千円により51,941千円の支出（前連結会計年度は15,243千円の収入）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項は有りません。

(3) 販売実績

当連結会計年度におけるリスクサービス事業における販売実績は次のとおりであります。

区分	販売高（千円）	前年同期比（％）
保険ブローキングサービス	213,349	93.2
保証ビジネスサポートサービス	70,286	124.3
リスクコンサルティングサービス	6,242	71.1
クレジットワランティサービス	255,843	122.7
保険セールスエージェントサービス	38,901	120.6
その他	366	36.4
合計	584,989	109.1

(注) 1. 当社グループはリスクサービス事業の単一セグメントであるためサービス別の販売実績を記載しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、守秘義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。また、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
A法人	192,659	35.9	242,387	41.4

3. 第2【企業の概況】3【事業の内容】①保険ブローキングサービス（株式会社日本総険）及び⑤保険セールスエージェントサービス（株式会社日本総険 in カスタマー）に記載のとおり、保険ブローキングサービス及び保険セールスエージェントサービスの実質的な販売先は保険契約を締結している顧客（エンドユーザー）となりますが、媒介手数料及び代理店手数料は保険会社から入金されます。最近2連結会計年度の主な保険会社別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。また、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
損保ジャパン株式会社	129,321	24.1	115,104	19.7

3 【対処すべき課題】

当社グループは1996年に株式会社日本総険を設立以来、わが国において保険仲立業が認知され世界に通用するブローカーとなることを目指してビジネスモデルを構築してきました。

また、2017年に保険代理店業を営む企業を買収してグループ経営に移行し、当社グループの提供するサービスを「リスクサービス」と定め、各社の役割を明確にし、グループとしての成長に注力しております。このような状況下において、当社グループが対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

（１）人材育成

2015年にベンチャーキャピタルの出資を受けてから数度の増資を行い、並行して増員による規模の拡大を図りました。その間に採用した人材の育成に注力してきた結果、各部門業務の中核を担える人材が育ってきたことによって、グループの成長基盤が充実しつつあります。今後も継続的に人材の育成に注力し、更なる成長につなげてまいります。

（２）ブランド化

当社グループは、株式会社日本総険の商品である「I B A C O V E R（商標登録済）」をブランド化することにより、他の保険流通業者との差別化を図っております。当社は、2023年8月に東京証券取引所プロマーケットに新規上場し、会社としての社会的信用を高めることで、全国的な認知度の向上に努めて、「I B A C O V E R」の一層のブランド化を推進してまいります。

（３）海外取引に向けた対応

グローバル化により、当社の顧客が海外進出する際のリスク管理に対応するため、海外のブローカーや海外の保険会社との関係を構築してまいります。また、制度改正により緩和されると予測されている海外の保険会社への直接付保に向けての準備も併せて進めてまいります。

（４）保険業法等の改正に向けた対応

2024年の金融庁主催「損害保険業等に関する制度等ワーキンググループ」において、制度の改善が提案され、2025年5月には保険業法が改正されました。この改正に続き、「保険会社向けの総合的な監督指針」が順次改正されています。こうした制度改正に当社グループとしての的確に対処してまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のある事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 保険事業に係る法規制等について

当社が行っております保険仲立人は、内閣総理大臣の登録を受けております。また、株式会社日本総険inカスタマーが行っております保険セールスエージェントサービスは、生命保険・損害保険の代理店登録を行っております。当該登録の維持・継続が、当社グループのリスクサービス提供の前提事項となっております。

保険事業に係る法的規制には、保険法、保険業法・同施行令・同施行規則、消費者契約法、金融商品販売法、犯罪収益移転防止法、個人情報保護法、会社法等があります。

当社グループでは、社内及び社外の定期研修や勉強会、社内チェック体制の整備等を通じて、保険募集に関する管理・監督体制の強化を行い、最新の改正法への対応も含めた法令遵守の徹底に努めておりますが、万一、当社グループのリスクサービスが上記法令、またはその他関係法令等に反するとされた場合には、保険契約の解除等による契約者数の減少や保険契約者その他第三者からの損害賠償請求等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、本書公表日現在において法令違反等はございません。上記法令の重大な違反等が発生した場合は、当社における保険仲立人登録、株式会社日本総険inカスタマーにおける保険代理店登録の廃止や行政処分が発生し、当社グループの業績及び事業の継続性自体に重大な影響を受ける可能性も有しております。

(2) 保険媒介手数料について

当社グループの収益のうち大半を占める、当社が保険仲立人として行う保険ブローキングサービス及び株式会社日本総険inカスタマーが保険代理店として行う保険セールスエージェントサービスは、各保険会社からの保険媒介手数料収入に拠っております。当社グループは、グループとして保険媒介手数料の極大化に努めておりますが、この保険媒介手数料率は保険会社の収益構造の変化、保険種目ごとの採算性の変動、保険代理店政策・保険仲立人政策の変更等によっては、手数料引下げ等の改定が起こりうる場合も想定されます。そのため、これらの動向次第では、当社グループの業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

(3) 個人情報等の管理について

当社グループは、保険契約者のお客様を主とした多数の個人情報を保有しております。この情報につきましては、関係法令に合った個人情報保護規程を制定しその運用の徹底に努めております。また、個人情報の他、各種社内情報等を含めた情報セキュリティ管理規程を定め、厳正な管理を遂行しておりますが、何らかの予期せぬ事由によりこれら個人情報が社外に流出した場合には、信用失墜や損害賠償等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 保険会社との関係について

(ア) 保険会社との業務契約による影響について

当社は、損害保険会社12社、生命保険会社8社、少額短期保険会社5社と業務契約を締結しております。現在該当事項はありませんが、上記法令違反等の理由あるいは保険会社との業務契約に反する行為があった場合は、業務契約の解除理由となる場合があり、当社グループの業績及び事業の継続自体に重大な影響を受ける可能性があります。

(イ) 保険会社との代理店契約による影響について

当社グループの保険代理店運営会社は、損害保険会社7社、生命保険会社7社、少額短期保険会社1社と代理店委託契約を締結しております。現在該当事項はありませんが、上記法令違反等の理由により、代理店としての募集行為に重大な問題があると判断された場合、代理店委託契約の解除理由となる場合があり、当社グループの業績及び事業の継続自体に重大な影響を受ける可能性があります。

(5) システムのリスクについて

当社グループは、保険契約者のお客様を主とした多数の個人情報を始めとして、各種の重要な社内情報をクラウド上及び当社のサーバーに保有しておりますことから、これらの情報の保護、管理が極めて重要になります。そのため、

当社グループでは、これらの情報の消失や社外への漏洩がないよう、セキュリティシステムの導入や厳正なパスワード設定や不正アクセスの防止を行うとともに、サーバーのチェックを常時行っております。しかしながら、災害や事故、不正アクセス、ウィルスやハッキング、当社グループ社員の過失等を原因として、情報の漏洩、消失等が起こる可能性があります。このような場合、社会的に当社グループの信頼を損なうだけではなく、お客様や保険会社等からの損害賠償請求、訴訟により当社グループの業績に多大な損失を与える事態が起こる可能性があります。

(6) 信用リスク

当社グループが提供しているクレジットワランティサービスについては、被保証者の債務不履行が発生した場合に当社グループが代位弁済を行うものであり、その性質上、代位弁済した求償権の一部が未回収となる可能性があります。

サービス提供開始以降、代位弁済の発生は安定しておりますが、著しい経済環境の悪化等により、多額の保証履行の発生により、当社グループの業績に多大な損失を与える可能性があります。

(7) 訴訟リスク

当社グループは保険業法を始めとした各種法規制を遵守して事業活動を展開しておりますが、クレーム等の事案が発生した場合は、社内のコンプライアンス委員会で協議し、また弁護士と相談しながら対応を進めております。コンプライアンスに関しては、定期的に社内研修を実施することにより周知徹底しております。

しかしながら、お客様からのクレームや損害賠償等の訴訟を受けた場合、契約の解除等により、当社グループの業績に多大な損失を与える事態が起こる可能性があります。

なお、保険仲立人は、保険業法 299 条において指定金融 ADR（裁判外紛争解決手続-Alternative Dispute Resolution）機関である一般社団法人保険オンブズマンとの契約締結が義務付けられており、当社も契約のうえ、申し立てができる旨を当社のホームページに開示しております。

(8) 知的財産権について

当社グループが使用する名称・発明等については、商標権や特許権を取得することを基本方針とし、これらの使用権の確保及び第三者の利用侵害の回避に努めております。しかしながら、今後、知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 経営成績の季節的変動について

保険ブローキングサービスにおいては、法人契約がメインであり、お客様の決算月との関連性が強く 3 月から 10 月の契約が多く季節性が見られます。したがって、当該時期において当社グループの経営成績が不調となる場合には、当社グループの通期の経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 風評リスク

風評リスクとは、当社グループに対する否定的な評判や風評がその事実の有無に関係なく広まり、当社グループの事業環境、経営状態その他に影響を及ぼし、当社グループが損失を被るリスクと認識しております。当社グループないし業界に関して、報道機関が否定的な報道をした場合や、インターネット等を通じて悪評等が広く社会に流布した場合、その情報内容の真偽にかかわらず当社グループの社会的信用が損なわれ、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 投資会社等による出資について

本発行情報公表日現在、当社の株主構成において、投資を目的とする会社であるベンチャーキャピタル 3 社の持株比率は 14.4%となっております。これらの株式が売却されることは、流動性の向上に繋がるものではありますが、一度に大量の株式の売却が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

(12) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長であります葛石智は、当社グループの創業者であり、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。また、長年、一般社団法人日本保険仲立人協会の会長を務めており、業界に多くの人脈があります。当社グループは、ノウハウの共有、人材獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難になった場合は、当社グループの今後の事業展開

に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 小規模組織であることに関するリスク

当社は、本発行情報公表日現在、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名及び従業員29名（連結）の小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社グループは今後の事業拡大に応じて業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針であります。人材の確保が十分に確保されない場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) J-Adviser との契約について

当社は東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社では、2022年5月31日にフィリップ証券㈱との間で担当 J-Adviser 契約（以下「当契約」といいます。）を締結しております。

当契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日。
(a) TOKYO PRO Market の上場株券等
(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相応の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

業務契約書(損害保険)

相手先	契約内容
三井住友海上火災保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 ニューインディア保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 セコム損害保険株式会社 Chubb損害保険株式会社 ロイズ・ジャパン株式会社 AIG損害保険株式会社 現代海上火災保険株式会社 アトラディウス信用保険株式会社 日新火災海上保険株式会社	保険仲立人による保険契約締結の媒介業務において有する権利及び遵守すべき義務

業務契約書(生命保険)

相手先	契約内容
三井住友あいおい生命保険株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 太陽生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社 アクサ生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 オリックス生命保険株式会社	保険仲立人による保険契約締結の媒介業務において有する権利及び遵守すべき義務

業務契約書(少額短期保険会社)

相手先	契約内容
エール少額短期保険株式会社 株式会社あそしあ少額短期保険 LASHIC少額短期保険会社 プラス少額短期保険株式会社 スマイル少額短期保険株式会社	保険仲立人による保険契約締結の媒介業務において有する権利及び遵守すべき義務

損害保険代理店委託契約書

相手先	契約内容
三井住友海上火災保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 Chubb損害保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 ジェイアイ傷害火災保険株式会社	保険募集・維持・管理等

生命保険代理店委託契約書

相手先	契約内容
三井住友あいおい生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 エヌエヌ生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 メットライフ生命保険株式会社 マニユライフ生命保険株式会社 ソニー生命保険株式会社	保険募集・維持・管理等

少額短期保険代理店委託契約書

相手先	契約内容
プラス少額短期保険株式会社	保険募集・維持・管理等

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて4,934千円減少し、446,928千円となりました。流動資産については、現金及び預金の減少等により、前連結会計年度末に比べて10,108千円減少しております。固定資産については、リース資産の新規取得や繰延税金資産の増加等により、前連結会計年度末に比べて5,173千円増加しております。

当連結会計年度末における負債合計は291,491千円となり、前連結会計年度末に比べて42,719千円の減少となりました。流動負債については、契約負債の減少等により前連結会計年度末に比べて3,841千円減少しております。固定負債については、長期借入金の減少等により前連結会計年度末に比べて38,878千円減少しております。

当連結会計年度末における純資産合計は155,437千円となり、前連結会計年度末に比べて37,784千円の増加となりました。これは、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における営業収益は、保証ビジネスサポートサービス及びクレジットワランティサービスの契約増加等により584,989千円(前年同期比9.1%増)となりました。

営業費用は、人件費や事務所増設による地代家賃の増加等により514,737千円(同7.7%増)となりました。

以上の結果、営業利益は70,252千円(同20.6%増)、経常利益は71,840千円(同22.4%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は47,759千円(同3.3%減)となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資は、5,427千円であります。主として、工具器具備品及びソフトウェアに投資したものであります。この他に、リース資産（車両）の投資が6,484千円あります。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	車両運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社事務所 (香川県高松市)	リスク サービス 事業	事務所 設備	4,290	—	— (—)	12,656	3,559	20,505	12
会議室・書庫 (香川県丸亀市)	リスク サービス 事業	事務所 設備	470	—	— (—)	—	323	793	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. CSセンターの運営は子会社に業務委託しております。
3. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。
4. 当社グループはリスクサービス事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社事務所 (香川県高松市)	リスクサービス事業	事務所設備	1,474	2,768

(2) 国内子会社

2025年11月30日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	車両運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)日本総陰 inカスタマー (香川県丸亀市)	リスク サービス 事業	事務所 設備	2,995	0	40,896 (1,468)	5,855	259	50,006	3 [1]
(株)日本総陰 トラステック/ロジーズ (香川県高松市)	リスク サービス 事業	事務所 設備	5,103	—	— (—)	—	3,446	8,549	11 [1]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 当社グループはリスクサービス事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2025年11月30日)(株)	公表日現在発行数(2026年2月27日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,660,000	1,995,000	665,000	665,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	2,660,000	1,995,000	665,000	665,000	—	—

(注) 普通株式の未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式21,300株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

2019年2月4日開催の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (2025年11月30日)	公表日の前月末現在 (2026年1月31日)
新株予約権の数(個)	213	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,300(注)1, 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,000円(注)1, 3	同左
新株予約権の行使期間	2021年2月5日から2028年2月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000円(注)1 資本組入額 500円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	—

(注) 1. 2023年4月7日開催の取締役会決議により、2023年4月26日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行

使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとします。

4. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併・株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとします。

（3）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2023年3月30日 (注) 1	—	6,650	△53,200	70,000	—	—
2023年4月26日 (注) 2	658,350	665,000	—	70,000	—	—

- (注) 1. 2023年2月20日開催の定時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が53,200千円（減資割合43.2%）減少しております。
2. 2023年4月26日付で普通株式1株を100株に分割しております。

(6) 【所有者別状況】

2025年11月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未 満株式 の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	40	41	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	429	－	－	6, 221	6, 650	－
所有株式数の 割合（％）	－	－	－	6. 5	－	－	93. 5	100	－

(7) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式数（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式の割合（％）
葛石 智	香川県丸亀市	250,700	37.7
葛石 真士	香川県丸亀市	101,000	15.2
葛石 晋三	香川県高松市	101,000	15.2
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区九段北3丁目2番4号	42,900	6.5
K&Pパートナーズ1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田1丁目2-1	30,000	4.5
K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田1丁目2-1	23,000	3.5
上村 龍文	東京都新宿区	20,000	3.0
神原 正晶	香川県丸亀市	10,000	1.5
米津 健一	宮崎県都城市	10,000	1.5
葛石 朋子	香川県丸亀市	7,000	1.0
計	—	595,600	89.6

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 665,000	6,650	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	665,000	—	—
総株主の議決権	—	6,650	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【役員・従業員株式所有制度の内容】

① 役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、役員・従業員が自社株式を定期的に取得・保有し、中長期的な資産形成の一助となることを目的として、役員・従業員持株会制度を導入しております。

② 役員・従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

③ 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社及び当社子会社の役員・従業員に限定しております。

(10)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	2019年2月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社及び当社子会社の取締役9 当社及び当社子会社の従業員21
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、剰余金の配当について原則として取締役会を決議機関としております。当社グループでは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び今後の資金需要や中長期に

おける財務体質の展望を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

この基本方針により当連結会計年度の株主配当につきましては1株当たり15円00銭としました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年1月15日 取締役会決議	9,975	15.00

4 【株価の推移】

(1) 【直近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期
決算年月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
最高 (円)	1,010	1,010	1,010
最低 (円)	1,010	1,000	1,010

(2) 【直近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月
最高 (円)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
最低 (円)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

5 【役員 の 状 況】

男性 5 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	葛石 智	1946年 8月21日生	1969年4月 1973年12月 1978年1月 1986年1月 1996年12月 2019年1月 2019年11月	香川興業株式会社(現 日本総合保険企画株式会社)入社 同社業務部長 同社常務取締役 同社専務取締役 当社設立 代表取締役社長(現任) 終活バンク株式会社(現 株式会社日本総陰トラ ストテクノロジーズ)取締役 終活バンク株式会社(現 株式会社日本総陰トラ ストテクノロジーズ)代表取締役	(注)1	(注)3	250,700
取締役 副社長	営業部長	葛石 晋三	1977年 1月3日生	2003年3月 2006年8月 2016年1月 2018年2月 2020年12月 2026年2月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 株式会社日本総陰トラストテクノロジーズ代表 取締役(現任) 当社取締役副社長(現任)	(注)1	(注)3	101,000
常務取締役	経営企画 部長	山本 経三郎	1959年 7月4日生	1982年4月 1985年7月 1993年4月 1995年4月 2001年10月 2002年7月 2004年12月 2007年10月 2015年11月 2017年2月 2018年2月 2018年2月 2019年1月	光洋精工株式会社(現 ジェイテクト株式会社) 谷口正樹税理士事務所 大鹿務税理士事務所 フェニックスコーポレーション株式会社取締役 株式会社フォー・ユー経理部副部長 株式会社はなまる取締役経理部部長 加ト吉株式会社(現 テーブルマーク株式会社) グループ企業上場責任者 株式会社G Pサポート設立 代表取締役 当社入社経営企画部部長 当社取締役 株式会社H & G (現 株式会社日本総陰inカスタ マー)取締役 当社常務取締役(現任) 終活バンク株式会社(現 株式会社日本総陰トラ ストテクノロジーズ)取締役	(注)1	(注)3	2,000
取締役 (監査等 委員)	—	上杉 哲人	1950年 1月7日生	1973年4月 2001年3月 2005年6月 2008年6月 2017年2月 2019年1月 2019年2月 2022年2月	四国電力株式会社入社 株式会社四電工経理部部長 同社取締役経理部長 同社常務取締役 当社監査役 終活バンク株式会社(現 株式会社日本総陰トラ ストテクノロジーズ)監査役(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) 株式会社日本総陰H & G (現 株式会社日本総 陰inカスタマー) 監査役(現任)	(注)2	(注)3	2,000
取締役 (監査等 委員)	—	岡林 正文	1952年 8月2日生	1975年12月 2002年10月 2004年6月 2018年6月 2019年2月 2021年6月	等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トー マツ)入社 同社高松事務所地区代表兼地区業務執行社員 同社経営会議メンバー 株式会社四電工監査役 当社取締役(監査等委員)(現任) 株式会社四電工取締役(監査等委員)	(注)2	(注)3	—
取締役 (監査等 委員)	—	仙頭 真希子	1981年 1月23日生	2007年4月 2013年7月 2022年8月 2025年2月	上大岡法律事務所 せんとう法律事務所開業 株式会社日本総陰inカスタマー取締役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	(注)3	—
計								355,700

(注) 1. 取締役の任期は、2025年11月期に係る定時株主総会の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 取締役(監査等委員)の任期は、2024年11月期に係る定時株主総会の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

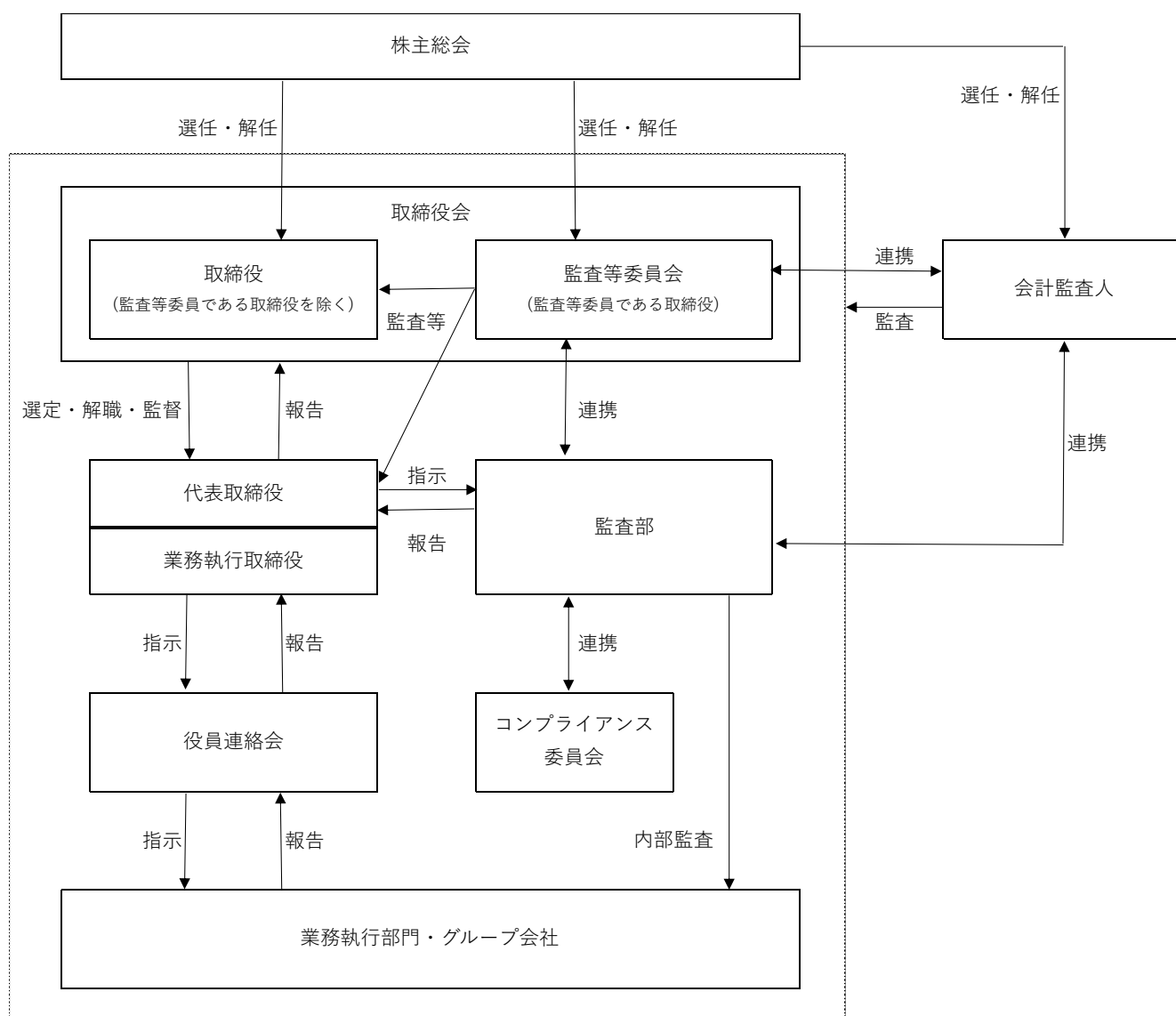
3. 2025年11月期における役員報酬の総額は66,120千円を支給しております。

4. 上杉哲人氏、岡林正文氏、仙頭真希子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

5. 取締役副社長 葛石晋三は、代表取締役社長 葛石智の次男であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。また、多くのステークホルダーからの信頼を得るには、タイムリーディスクロージャーも必要であると考えております。

① 会社の機関の内容

ア．取締役会

当社は取締役会設置会社であります。監査等委員でない取締役3名と監査等委員である社外取締役3名で構成し、原則として定時取締役会を月1回開催し、法令、定款に定める事項に加え、取締役会規程で取締役会に権限を留保した重要な業務執行に関して意思決定を行うほか、取締役の業務執行について監督しております。また、必要に応じて、適宜臨時取締役会を開催しております。

取締役会の活動状況

当事業年度におきましては、全取締役の出席を要請した定例の取締役会12回のほか、臨時の取締役会の開催が1回あり、合計13回開催いたしました。個々の出席状況は次のとおりであります。

役職	氏名	取締役会出席状況
----	----	----------

代表取締役社長	葛石 智	13回/13回
取締役副社長	神原 正晶	3回/3回
専務取締役	葛石 晋三	13回/13回
常務取締役	山本 経三郎	13回/13回
取締役	奈良 一	13回/13回
社外取締役（常勤監査等委員）	上杉 哲人	13回/13回
社外取締役（監査等委員）	中西 正則	3回/3回
社外取締役（監査等委員）	岡林 正文	13回/13回
社外取締役（監査等委員）	仙頭 真希子	10回/10回

（注）社外取締役（監査等委員）仙頭真希子氏は、2025年2月26日付で就任しており、取締役副社長神原正晶及び取締役（監査等委員）中西正則は2025年2月26日付で退任しており、開催回数及び出席回数はそれぞれ在任期間における出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容は以下のとおりであります。

- ・月次報告、中間・年次決算承認
- ・役員報酬に関する事項
- ・株主総会に関する事項
- ・社内規程の改正等に関する事項
- ・内部統制システムの整備、評価に関する事項
- ・コーポレート・ガバナンスに関する事項
- ・剰余金の配当に関する事項
- ・事業計画に関する事項

イ. 監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員である取締役3名で構成されており、常勤監査等委員が委員長となり、原則として月1回開催し、取締役会と協働して、監督機能の一翼を担うとともに株主の付託を受けて取締役の業務執行の監査を実施しております。会計監査人及び内部監査の担当部署と緊密な連携を保つために定期的な情報・意見交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。

監査等委員会の活動状況

当事業年度におきましては、全取締役（監査等委員）の出席を要請した定例の監査等委員会12回のほか、臨時の監査等委員会の開催が1回あり、合計13回開催いたしました。個々の出席状況は次のとおりであります。

役職	氏名	監査等委員会出席状況
社外取締役（常勤監査等委員）	上杉 哲人	13回/13回
社外取締役（監査等委員）	中西 正則	3回/3回
社外取締役（監査等委員）	岡林 正文	13回/13回
社外取締役（監査等委員）	仙頭 真希子	10回/10回

（注）社外取締役（監査等委員）仙頭真希子氏は、2025年2月26日付で就任しており、取締役（監査等委員）中西正則は2025年2月26日付で退任しており、開催回数及び出席回数はそれぞれ在任期間における出席状況を記載しております。

監査等委員会における具体的な検討内容は以下のとおりであります。

- ・会社法計算書類等の承認
- ・内部監査計画及び内部監査結果の承認
- ・役員報酬に関する事項
- ・取締役会議案に関する事項

ウ. 会計監査人

当社は、えひめ有限責任監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年11月期において監査を執行した公認会計士は別府淳氏、森本洋右氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及び補助者との間には特別の利害関係はありません。

エ. 役員連絡会

当社は、グループ会社の常勤役員7名及び執行役員2名で構成する定例のミーティングを原則として月1回開催し、グループの事業の進捗状況の確認及び課題事項に関する意見交換を行っております。このミーティングで出てきた課題のうち、取締役会に諮る必要のある事項に関してはグループ各社の取締役会に提議しております。

オ. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、当社の代表取締役、社外取締役2名及び監査部長で構成するリスク・コンプライアンス委員会を定時年3回及び問題発生時に開催しております。グループのコンプライアンス体制の構築、維持、管理を目的としております。

② 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程他関連規定の遵守により、意思決定の権限を明確にし、業務を合理的に区分することで内部の牽制が適正に機能するよう努めております。

③ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社グループは、業務の改善を推進するため、監査部を設置し内部監査担当者1名を配置し、当社のみならずグループ会社全体の内部監査を実施していく体制としております。年間計画に基づく定期監査の結果は、改善報告とともに社長宛に報告されることとなっております。また、監査等委員会は、年間の監査計画を作成し、監査結果については、取締役会において報告しております。

監査部、監査等委員である取締役及び監査法人が相互に連携し、情報交換を行い、三様監査を実効性のあるものとしております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿って業務を遂行することにより、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 社外取締役の状況

当社では、社外取締役(監査等委員)3名を選任しておりますが、当社との人的関係・取引関係、又はその他利害関係は一切ありません。

⑥ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で決定しております。その算定方法は役職ごとの役員報酬の額又は算定方法の決定に関する方針を定めていないものの、当社の業績及び本人の貢献度を鑑みて、最終的な決定を代表取締役である葛石智氏に委任することとしております。委任の理由は、当社全体の業績等を俯瞰しながら各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えられるためであります。

監査等委員の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査等委員会の協議にて決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は2019年2月25日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議されております。同決議時の当該定めに係る取締役は5名、本書提出日現在においては3名となっております。監査等委員の報酬限度額は、2019年2月25日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査等委員は3名、本書提出日現在においては3名となっております。

2025年11月期における当社の取締役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員である者を除く)	60,000	60,000	—	—	5
取締役 (監査等委員である取締役)	6,120	6,120	—	—	4

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役(監査等委員である者を除く)は10名以内、取締役(監査等委員である取締役)は3名以上とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

取締役の選任に関しては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款において定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営をおこなうことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをおこなう旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第459条第1項の定めに基づき、取締役会の決議により配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	13,000	—
連結子会社	—	—
計	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や実監査日数等を勘案し監査等委員会の同意を得て監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づき、当連結会計年度(2024年12月1日から2025年11月30日まで)の連結財務諸表について、えひめ有限責任監査法人により監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)		当連結会計年度 (2025年11月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※3	208,810	※3	189,238
受取手形及び売掛金	※2	73,097	※2	83,745
求償権		10,120		24,143
立替金		-		1,299
未収入金		2,592		377
前払費用		36,255		29,857
求償権償却引当金		△9,143		△17,038
流動資産合計		321,733		311,625
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物(純額)	※1	15,114	※1	12,860
車両運搬具(純額)	※1	247	※1	0
土地		40,896		40,896
リース資産(純額)	※1	15,542	※1	18,511
その他(純額)	※1	9,036	※1	7,587
有形固定資産合計		80,837		79,856
無形固定資産				
ソフトウェア		4,365		5,024
その他		625		625
無形固定資産合計		4,990		5,649
投資その他の資産				
敷金		17,061		17,099
長期貸付金		2,452		1,750
繰延税金資産		24,024		29,880
長期前払費用		4		-
その他		758		1,066
投資その他の資産合計		44,302		49,797
固定資産合計		130,129		135,303
資産合計		451,862		446,928

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
1年以内返済予定の長期借入金	38,156	42,096
未払金	9,648	8,419
未払費用	24,344	27,515
契約負債	66,834	50,153
リース債務	3,163	3,269
預り金 ※3	6,785	※3 4,707
未払法人税等	14,374	20,547
未払消費税等	9,792	11,014
賞与引当金	14,366	13,483
保証履行引当金	3,156	5,573
その他	177	179
流動負債合計	190,800	186,959
固定負債		
長期借入金	128,255	86,159
リース債務	14,154	17,372
その他	1,000	1,000
固定負債合計	143,409	104,531
負債合計	334,210	291,491
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,000	70,000
利益剰余金	47,652	85,437
株主資本合計	117,652	155,437
純資産合計	117,652	155,437
負債純資産合計	451,862	446,928

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
営業収益	※1	535,991	※1	584,989
営業費用	※2	477,784	※2	514,737
営業利益		58,207		70,252
営業外収益				
受取利息		37		236
受取配当金		1		-
補助金収入		2,100		-
消費税差額		0		604
違約金収入		-		2,763
その他		45		239
営業外収益合計		2,183		3,844
営業外費用				
支払利息		1,710		2,255
営業外費用合計		1,710		2,255
経常利益		58,680		71,840
特別利益				
固定資産売却益	※3	775	※3	-
特別利益合計		775		-
税金等調整前当期純利益		59,455		71,840
法人税、住民税及び事業税		19,451		29,937
法人税等調整額		△9,395		△5,855
法人税等合計		10,056		24,081
当期純利益		49,399		47,759
親会社株主に帰属する当期純利益		49,399		47,759

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月 1 日 至 2025年11月30日)
当期純利益	49,399	47,759
包括利益	49,399	47,759
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	49,399	47,759
非支配株主に係る包括利益	-	-

④ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	70,000	△1,746	68,253	68,253
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		49,399	49,399	49,399
当期変動額合計	-	49,399	49,399	49,399
当期末残高	70,000	47,652	117,652	117,652

当連結会計年度(自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	70,000	47,652	117,652	117,652
当期変動額				
剰余金の配当		△9,975	△9,975	△9,975
親会社株主に帰属する 当期純利益		47,759	47,759	47,759
当期変動額合計	-	37,784	37,784	37,784
当期末残高	70,000	85,437	155,437	155,437

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月 1 日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	59,455	71,840
減価償却費	9,654	12,234
賞与引当金の増減額(△は減少)	4,689	△882
保証履行引当金の増減額(△は減少)	3,156	2,417
受取利息及び受取配当金	△38	△236
求償権償却引当金の増減(△は減少)	3,219	7,894
支払利息	1,710	2,255
固定資産売却益	△775	-
売上債権の増減額(△は増加)	△9,907	△10,648
求償権の増減(△は増加)	△3,184	△14,023
前払費用の増減額(△は増加)	438	6,382
未収入金の増減額(△は増加)	△2,459	2,215
未払金の増減額(△は減少)	1,156	△1,229
未払消費税等の増減額(△は減少)	3,516	1,869
契約負債の増減額(△は減少)	△4,979	△16,681
預り金の増減額(△は減少)	△1,078	750
その他の増減	6,566	1,570
小計	71,141	65,728
利息及び配当金の受取額	38	236
利息の支払額	△1,753	△2,239
法人税等の支払額	△14,896	△23,763
法人税等の還付額	1,936	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,466	39,961
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△13,115	△2,295
有形固定資産の売却による収入	890	-
無形固定資産の取得による支出	-	△3,131
預入期間が3か月を超える定期預金等の預入による支出	△10,002	△10,004
預入期間が3か月を超える定期預金等の解約による収入	11,322	10,002
貸付金の回収による収入	758	701
敷金の返還による収入	498	-
敷金の差入れによる支出	△7,132	△38
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,782	△4,765
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	△31,945	△38,156
リース債務の返済による支出	△2,193	△3,810
割賦債務の返済による支出	△618	-
配当金の支払額	-	△9,975
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,243	△51,941
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	54,972	△16,745
現金及び現金同等物の期首残高	137,371	192,298
現金及び現金同等物の期末残高	※ 192,298	※ 175,553

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

株式会社日本総陰inカスタマー

株式会社日本総陰トラストテクノロジーズ

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 15年～22年

工具器具備品 4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 求償権償却引当金

債権の回収不能による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

③ 保証履行引当金

クレジットワランティサービスにおいて代位弁済の支出に充てるため、過去の実績率により見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 保険ブローキングサービス

保険仲立人会社が提供する保険媒介サービスを行っており、保険会社との「業務契約」に基づき、保険料が保険会社に収納された時点で契約に基づく媒介手数料を収益として認識しております。

② 保証ビジネスサポートサービス

保証ビジネスサポートサービスは、顧客の保証制度構築支援を行っており、顧客との「保証制度事務管理並びにロスサービスコンサルティング業務契約」に基づき、役務の提供が完了した時点で契約に基づく手数料を収益として認識しております。

③ リスクコンサルティングサービス

リスクコンサルティングサービスにおいては、顧客との「リスクマネージャーサービス契約書」に基づき、リスクマネージャー代行サービスを提供しております。契約期間にわたって契約に基づく手数料を収益として認識しております。

④ クレジットワランティサービス

クレジットワランティサービスにおいては、顧客との「保証契約」に基づき、医療費用保証、設備・機器保証等、顧客ニーズに合った保証サービスを提供しています。これらは契約に基づく保証料を保証期間にわたって収益として認識しております。

⑤ 保険セールスエージェントサービス

保険セールスエージェントサービスは、保険会社との「代理店委託契約」に基づき、損害保険及び生命保険の商品販売の計上処理が完了し、保険会社で処理が終了した時点で契約に基づく代理店手数料を収益として認識しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1 保証履行引当金の見積り計上

(1) 連結貸借対照表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
保証履行引当金	3,156千円	5,573千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

クレジットワランティサービスにおいて保証約款に定める保証限度額の範囲における将来の保証履行に備え、過去の保証履行実績割合を基に算出した将来の代位弁済発生予想額を保証履行引当金として計上しております。

② 主要な仮定

クレジットワランティサービスにおいて契約に基づく保証料収入は代位弁済額と正の相関があると仮定しております。

③ 翌連結会計年度の財務諸表に与える影響

見積られた代位弁済予想額に関して、保証委託者の状況や経済環境の変化等により、代位弁済予想額を超える代位弁済が発生すると、求償権償却費が計上される可能性があります。

2 求償権償却引当金の見積り計上

(1) 連結貸借対照表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
求償権償却引当金	9,143千円	17,038千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

求償権のうち、回収不能見込額に対して求償権償却引当金を計上しております。

② 主要な仮定

回収スケジュールの策定が困難な求償権及び回収スケジュールに遅延が生じた求償権については回収不能見込額であるとの仮定を置いております。

③ 翌連結会計年度の財務諸表に与える影響

見積られた回収不能見込額に関して、保証委託者の状況や経済環境の変化等により、求償権償却引当金を追加で計上する可能性があるとは判断される場合もあります。

3 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結貸借対照表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産	24,024千円	29,880千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減産一時差異及び税務上の繰越欠損金に対し、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しております。

② 主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積もっており、事業計画に含まれる営業収益、営業費用の予測が主要な仮定であります。

③ 翌連結会計年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	45,731千円	55,493千円

※2 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、(1)連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.(1)契約負債等の残高等」に記載しております。

※3 顧客からの預り金

保証ビジネスサポートサービスにおいて顧客名義の預金口座を分別管理しており、次の各科目に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
現金及び預金	6,508千円	3,679千円
預り金	6,508千円	3,679千円

4 保証債務

医療費用保証等に係る保証極度相当額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
保証極度相当額	12,305,193千円	16,125,226千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 収益の分解情報」に記載しております。

※2 営業費用の主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
役員報酬	79,332 千円	87,918 千円
給料手当	116,701 千円	131,146 千円
賞与	9,308 千円	11,515 千円
賞与引当金繰入額	14,366 千円	13,483 千円
法定福利費	27,048 千円	29,887 千円
再保険料	42,266 千円	46,602 千円
求償権償却引当金繰入額	13,305 千円	24,406 千円
保証履行引当金繰入額	3,156 千円	2,417 千円
地代家賃	31,484 千円	36,582 千円
支払報酬	21,827 千円	21,108 千円
減価償却費	9,654 千円	12,234 千円
支払手数料	31,966 千円	16,985 千円

※3 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
車両運搬具	775 千円	—

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	665,000	—	—	665,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権(ストック・オプション)としての新株予約権(注)1	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注)1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。付与時の単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

4 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年1月15日 取締役会	普通株式	9,975	利益剰余金	15.00	2024年 11月30日	2025年 1月15日

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	665,000	—	—	665,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権(ストック・オプション)としての新株予約権(注)1	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注)1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。付与時の単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

4 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年1月15日 取締役会	普通株式	9,975	利益剰余金	15.00	2024年 11月30日	2025年 1月15日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年1月15日 取締役会	普通株式	9,975	利益剰余金	15.00	2025年 11月30日	2026年 1月15日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金	208,810千円	189,238千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	△10,002千円	△10,004千円
顧客からの預り金	△6,508千円	△3,679千円
現金及び現金同等物	192,298千円	175,553千円

(リース取引関係)

金額的な重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(ア) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(イ) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、そのほとんどが3カ月以内の支払期日であります。

(ウ) 金融商品に係る管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、主要取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(エ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未払金、預り金については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

前連結会計年度(2024年11月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	2,452	2,460	7
(2) 敷金	17,061	16,796	△264
資産計	19,513	19,256	△256
(1) 長期借入金 (*1)	166,411	164,494	△1,916
(2) リース債務 (*2)	17,318	17,867	548
負債計	183,729	182,361	△1,367

(*1) 長期借入金は1年内返済予定長期借入金を合算して表示しております。

(*2) リース債務はリース債務(流動)を合算して表示しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期貸付金	701	1,750	—	—
敷金	—	—	—	17,061
合計	701	1,750	—	17,061

(注2) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	38,156	42,096	33,836	26,636	11,957	13,730
リース債務	3,163	2,495	2,173	2,226	2,281	4,977
合計	41,319	44,591	36,009	28,862	14,238	18,707

当連結会計年度(2025年11月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	1,750	1,743	△7
(2) 敷金	17,099	16,845	△253
資産計	18,849	18,588	△260
(1) 長期借入金 (*1)	128,255	125,973	△2,281
(2) リース債務 (*2)	20,641	21,187	545
負債計	148,896	147,160	△1,736

(*1) 長期借入金は1年内返済予定長期借入金を合算して表示しております。

(*2) リース債務はリース債務(流動)を合算して表示しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期貸付金	773	977	—	—
敷金	—	—	—	17,099
合計	773	977	—	17,099

(注2) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	42,096	33,836	26,636	11,957	4,440	9,290
リース債務	3,269	2,977	3,062	3,150	3,241	4,940
合計	45,365	36,813	29,698	15,107	7,681	14,230

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年11月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年11月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	2,460	—	2,460
敷金	—	16,796	—	16,796
資産合計	—	19,256	—	19,256
長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金を含む)	—	164,494	—	164,494
リース債務	—	17,867	—	17,867
負債合計	—	182,361	—	182,361

当連結会計年度(2025年11月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	1,743	—	1,743
敷金	—	16,845	—	16,845
資産合計	—	18,588	—	18,588
長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金を含む)	—	125,973	—	125,973
リース債務	—	21,187	—	21,187
負債合計	—	147,160	—	147,160

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金、敷金

これらの時価については、契約期間に基づいて、将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2024年11月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年11月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の役員 9名 当社及び子会社の従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 30,000株(注3)
付与日	2019年2月4日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2021年2月5日から2028年2月22日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件については、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況の新株予約権の行使の条件」に記載しております。

3. 2023年4月26日付で普通株式1株を100株に分割しております。上記の株式数については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年11月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後	
前連結会計年度末 (株)	22,100
権利確定	—
権利行使	—
失効	800
未行使残	21,300

② 単価情報

権利行使価格 (円)	1,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与時において、当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産価額評価方式によっております。

(4) Stock・オプションの権利確定数の見積りの方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5) Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千円

②当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、2,228千円であります。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、2,552千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,138千円	1,778千円
賞与引当金	4,897 "	4,596 "
未払費用	779 "	726 "
求償権償却引当金	3,116 "	5,808 "
保証履行引当金	1,076 "	1,947 "
土地評価損	2,725 "	2,793 "
税務上の繰越欠損金(注) 1	44,317 "	46,402 "
その他	143 "	303 "
繰延税金資産小計	58,194千円	64,357千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1	△31,339 "	△31,460 "
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	△2,829 "	△3,016 "
繰延税金資産合計	24,024千円	29,880千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年11月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	948	10,296	646	—	—	32,424	44,317
評価性引当額	—	△611	△646	—	—	△30,081	△31,339
繰延税金資産(*2)	948	9,684	—	—	—	2,343	12,977

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金44,317千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産12,977千円を計上しております。
当該税務上の欠損金については、将来の課税所得の見込により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2025年11月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	9,424	646	—	—	17,475	18,856	46,402
評価性引当額	—	—	—	—	△14,575	△16,884	△31,460
繰延税金資産(※2)	9,424	646	—	—	2,899	1,971	14,942

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金46,402千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産14,942千円を計上しております。
当該税務上の欠損金については、将来の課税所得の見込により回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
法定実効税率	34.1%	34.1%
(調整)		
住民税均等割	1.4%	1.1%
評価性引当額の増減額	△16.7%	△0.7%
賃上げ促進税制による税額控除	△0.4%	△0.9%
軽減税率の影響	△1.8%	△1.5%
税率変更による影響	—	0.1%
その他	0.3%	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.9%	33.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が公布され、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、2026年12月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.09%から34.94%に変更されます。

なお、この税率の変更により影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、一部の賃借資産について、賃貸借契約及び法令に基づく原状回復義務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当社グループの営業収益は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループのサービスから生じる収益を分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	リスクサービス事業
保険ブローキングサービス	228,925
保証ビジネスサポートサービス	56,553
リスクコンサルティングサービス	8,776
クレジットワランティサービス	208,467
保険セールスエージェントサービス	32,262
その他	1,006
顧客との契約から生じる収益合計	535,991

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

(単位：千円)

	リスクサービス事業
保険ブローキングサービス	213,349
保証ビジネスサポートサービス	70,286
リスクコンサルティングサービス	6,242
クレジットワランティサービス	255,843
保険セールスエージェントサービス	38,901
その他	366
顧客との契約から生じる収益合計	584,989

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債等の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	63,190	73,097
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	73,097	83,745
契約負債（期首残高）	71,814	66,834
契約負債（期末残高）	66,834	50,153

(※1) 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金に含まれております。

(※2) 契約負債は、主に保証期間に渡って収益を認識する保証契約に基づき顧客から受け取った保証期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は64,580千円であります。また、当連結会計年度において契約負債が16,681千円減少した理由は、収益認識により取り崩した金額が、新たに受け取った前受金を上回ったことによります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	64,744	49,900
1年超2年以内	2,090	252
2年超3年以内	—	—
3年超	—	—
合計	66,834	50,153

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)

当社グループの事業セグメントは、リスクサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)

当社グループの事業セグメントは、リスクサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)

1 製品・サービスごとの情報

(単位：千円)

	外部顧客への営業収益
保険ブローキングサービス	228,925
保証ビジネスサポートサービス	56,553
リスクコンサルティングサービス	8,776
クレジットワランティサービス	208,467
保険セールスエージェントサービス	32,262
その他	1,006
合計	535,991

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度の主な相手先別の販売実績は次のとおりであります。なお、守秘義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
A 法人	192,659	リスクサービス事業

第2【企業の概況】3【事業の内容】①保険ブローキングサービス（株式会社日本総険）及び⑤保険セールスエージェントサービス（株式会社日本総険 in カスタマー）に記載のとおり、保険ブローキングサービス及び保険セールスエージェントサービスの実質的な販売先は保険契約を締結している顧客（エンドユーザー）となりますが、媒介手数料及び代理店手数料は保険会社から入金されます。当連結会計年度の主な保険会社別の販売実績は次のとおりであります。

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
損害保険ジャパン株式会社	129,321	リスクサービス事業

当連結会計年度(自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)

1 製品・サービスごとの情報

(単位：千円)

	外部顧客への営業収益
保険ブローキングサービス	213,349
保証ビジネスサポートサービス	70,286
リスクコンサルティングサービス	6,242
クレジットワランティサービス	255,843
保険セールスエージェントサービス	38,901

その他	366
合計	584,989

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度の主な相手先別の販売実績は次のとおりであります。なお、守秘義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
A 法人	242,387	リスクサービス事業

第2【企業の概況】3【事業の内容】①保険ブローキングサービス（株式会社日本総険）及び⑤保険セールスエージェントサービス（株式会社日本総険 in カスタマー）に記載のとおり、保険ブローキングサービス及び保険セールスエージェントサービスの実質的な販売先は保険契約を締結している顧客（エンドユーザー）となりますが、媒介手数料及び代理店手数料は保険会社から入金されます。当連結会計年度の主な保険会社別の販売実績は次のとおりであります。

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
損害保険ジャパン株式会社	115,104	リスクサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月 1 日 至 2025年11月30日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)		当連結会計年度 (自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)	
1株当たり純資産額	176.92 円	1株当たり純資産額	233.74 円
1株当たり当期純利益	74.28 円	1株当たり当期純利益	71.82 円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	74.26 円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	71.80 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 11 月 30 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 12 月 1 日 至 2025 年 11 月 30 日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	49,399	47,759
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益(千円)	49,399	47,759
普通株式の期中平均株式数(株)	665,000	665,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数(株)	219	211
(うち新株予約権(株))	219	211
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めなか った潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	38,156	42,096	1.05	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,163	3,269	2.96	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	128,255	86,159	1.03	2026年12月25日～ 2032年12月6日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	14,154	17,372	3.08	2031年6月5日～ 2032年2月20日
合計	183,729	148,896	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	33,836	26,636	11,957	4,440
リース債務	2,977	3,062	3,150	3,241

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月1日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日、毎年11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 https://www.iba-ns.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権を受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社日本総陰

取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

別府 淳

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森本 洋右

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本総陰の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本総陰及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、【発行者の状況】に含まれる6【コーポレート・ガバナンスの状況等】（2）【監査報酬の内容等】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上